

## 特定公益増進法人の税制上のメリット

「特定公益増進法人」とは、公益を目的とする事業を行う法人の中で、特に運営内容が適正な法人として、税法上に規定されている法人です。

財団法人に対しては、主務官庁が事業や運営の内容を審査し、特定公益増進法人として適当であると判断した場合に証明書が発行されます。

特定公益増進法人に対する寄附金は、一般の法人に対する寄附金と異なり、所得税法、法人税法の優遇措置の対象となります。

個人の方が寄附をされた場合には、所得税の計算をするときに、その年に特定公益増進法人に寄附をした金額の合計額から1万円を引いた金額を所得金額から差し引くことができます（所得金額の25%まで）。

法人が寄附をされた場合には、損金算入限度額の計算が別枠になり、一般の寄附金の損金算入限度額（注）とは別に、同じ限度額までの損金算入が認められます。

例えば、損金算入限度額が50万円の法人が50万円の寄附を2回行った場合、2回とも一般の寄附金であれば、損金に算入できるのは50万円までですが、一般の寄附金50万円と特定公益増進法人に対する寄附金50万円であれば、それぞれ50万円まで損金算入可能ですので、100万円全額が損金に算入できることとなります。

（注） 寄附金の損金算入限度額

$(\text{資本等の金額} \times 0.25\% + \text{当期の所得金額} \times 2.5\%) \times 1/2$

また、相続財産を申告期限までに特定公益増進法人に贈与した場合には、その贈与した財産について相続税の非課税の適用を受けることができます。